

聖学院大学 新型コロナウイルス感染症に伴う活動制限ガイドライン（学生用） 2022年4月11日改訂版

レベル	社会・地域・環境	授業	キャンパス立入に関する注意 ※教職員、外来者にも準用	課外活動
レベル：0 (ブルー)	ワクチン開発、集団免疫	通常	通常	通常
レベル：1 (グリーン) 制限-低	ステージⅠ：感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	<p>① 原則対面授業</p> <p>② 政府の定める感染症対策の基準に則った授業環境を整備し、対面授業を実施する。</p> <p>教員向け注意事項： ① 感染防止対策の徹底を図り、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認し、実施すること。</p>	<p>キャンパス立入禁止の方（レベル1～3共通）</p> <p>① 発熱や咳等の風邪症状がある方。</p> <p>② 味覚・嗅覚障害等の新型コロナウイルス感染を疑う症状がある方、または体調が優れない方。</p> <p>③ 海外から入国・帰国後、政府が定める待機期間が終了していない方。</p> <p>④ 陽性者・濃厚接触者・PCR検査及び抗原検査中の方。 (同居者及びご家族が検査中の場合も含む)</p> <p>キャンパス立入の際の順守事項（レベル1～3共通） 基本的な感染症対策の徹底</p>	<p>感染防止に努め、活動を認める。</p> <p>※実施の詳細な条件等については、学生支援課が示すルールを順守する。</p>
レベル：2 (イエロー) 制限-中	ステージⅡ：感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	<p>① 基本対面授業</p> <p>② 政府の定める感染症対策の基準に則った授業環境を整備し、対面授業を実施する。なお、学生が健康上の不安を抱える場合、所定の手続きを行った上で、他の方法をもって授業参加を認める場合がある。</p> <p>教員向け注意事項： ① 感染防止対策の徹底を図り、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認し、実施すること。</p>	<p>① マスクの着用（不織布マスクの推奨） ・ 会話時は必ず着用・鼻出しマスク、顎マスクはせずに正しい着用</p> <p>② 石けんによる手洗い・手指消毒の徹底 ・ 登下校時・授業の前後・共用物に触った後・食事の前後・授業の前後・トイレ後</p> <p>③ 共用部分の消毒 ・ 建物の各廊下等に設置してある除菌シートを活用する</p> <p>④ 3密（密接・密集・密閉）の回避 ・ 一つの密でも避ける・屋外でも密集、密接を避ける ・ 密接・・・近距離での会話や発声などの密接場面を作らない ・ 密集・・・多くの人が密集する場所を作らない：人と人との距離の確保（1m以上） ・ 密閉・・・今まで以上に換気の徹底：こまめに換気、可能な限り常時2方向の窓を開放</p>	
レベル：3 (オレンジ) 制限-高	ステージⅢ：感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	<p>① 対面・オンライン授業の併用</p> <p>② 政府の定める感染症対策の基準に則った授業環境を整備し、学部・学科の判断により、一部科目をオンラインにて実施する。なお、学生が健康上の不安を抱えている場合、所定の手続きを行った上で、他の方法をもって授業参加を認める。また、政府、地方自治体の要請等により、対面授業の割合については変化することがある。</p> <p>教員向け注意事項： ① 各授業の実施方法は、学部・課程にて決定する。 ② 感染防止対策の徹底を図り、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認し、実施すること。</p>	<p>⑤ 体調管理 ・ 登校前の検温、登校後の検温を必ず行う ・ 発熱や咳等の風邪症状、体調不良の際は、決して外出や来校しない「出席停止（自宅待機）」についてのフローチャートに従う ・ 「健康観察表」及び「行動記録表」などの活用 ・ 来校後、体調不良になった場合はすぐに保健室へ</p> <p>⑥ キャンパス内での飲食 ・ 食事の際には「黙食」を徹底する</p> <p>⑦ その他、教職員の指示がある場合は指示に従ってください。</p> <p>* 以上の事が守られない時は、キャンパスへの立入を拒否することがあります。 * 予約を必要とする部署もあります。事前に対応部署にご確認ください。 * 感染状況に応じて入構制限を行う場合があります。</p>	<p>感染防止対策の徹底を図ること、原則顧問・指導者の引率が付くこと等の条件の下、活動を認める。</p> <p>※実施の詳細な条件等については、学生支援課が示すルールを順守する。</p>
レベル：4 (レッド) 構内活動の原則停止	ステージⅣ：爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	<p>オンライン授業のみ実施。</p> <p>実習・演習・実技等、指導上実施する必要がある場合のみ、対面授業を実施することがある。</p>	<p>原則立入禁止</p> <p>* 緊急事態で入構される際は、対応部署への予約をして入構してください。予約なしの入構や予約した部署以外の部署等へは立入は禁止とする場合があります。</p>	<p>全ての課外活動を禁止する。</p> <p>学生支援課の許可を得た団体に限り、オンラインの活動（アカウントの作成、勧誘等）を認める。</p>

※本ガイドラインの運用においては、当該感染症等に関する知見ならびに政府要請等を踏まえ、柔軟に対応を行うものである。